

3. 景気

—金融対策によって景気の下支えを行うとともに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている住宅投資・設備投資等への支援などにより景気回復を目指す。

<金融対策>

- (1)「景気対応緊急保証」の創設等
- (2)セーフティネット貸付等の延長・拡充
- (3)中小企業等に対する金融の円滑化等
- (4)中堅・大企業の資金繰り対策
- (5)デフレ下の実質金利高への対応策
- (6)我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

<住宅投資>

- (1)住宅金融の拡充
- (2)住宅税制の改正
- (3)住宅版エコポイント制度の創設等(再掲)

<金融対策>

(1)「景気対応緊急保証」の創設等

景気対応緊急保証の創設等により、中小企業者等に対する金融機関からの円滑な資金供給を促進する。

<具体的な措置>

- 「景気対応緊急保証」の創設等
- (ア)「景気対応緊急保証」の創設

- ・ 来年3月末で期限切れを迎える現行の緊急保証制度について、その対象業種の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような、使い勝手を高めた信用保証制度に変更する（平成22年度末までの時限措置）。

(イ)保証枠

- ・ 現行の緊急保証枠を活用するほか、新たに6兆円を追加

(2)セーフティネット貸付等の延長・拡充

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等のセーフティネット貸付等の延長・拡充により、中小企業者等への円滑な資金供給を行う。

<具体的な措置>

○セーフティネット貸付等の延長・拡充

(ア)期限の延長・枠の拡充

- ・ 期限の延長(平成22年度末まで)
- ・ 貸付枠・条件変更目標の追加(約4兆円)

(イ)日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化

- ・ 雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
- ・ 売上減少対応の金利引下げの継続 等

(ウ)沖縄振興開発金融公庫による金融セーフティネットの確保

- ・ セーフティネット貸付及び沖縄独自制度(観光、離島振興など)に係る拡充措置の適用期限の延長など

(3)中小企業等に対する金融の円滑化等

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるよう施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。また、中小企業支援施策の「ワンストップサービス」を推進する。

<具体的な措置>

○「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等

- ##### (ア)「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行

(イ)法律の実効性を高めるための検査・監督上の措置

- ・ 検査マニュアル、監督指針の改定等

○下請建設企業支援

- ・ 下請建設企業の経営を支えるための金融支援

○中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

- ・ 年末に、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス(資金繰り相談、新事業展開などの経営相談、雇用調整助成金の相談など)の利用ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催する。

(4)中堅・大企業の資金繰り対策

中堅・大企業に対する資金繰り支援により、企業金融面の目詰まりによる景気の腰折れを防止する。

<具体的な措置>

○日本政策投資銀行等による「危機対応業務」の延長等

- ・ 日本政策投資銀行等による危機対応業務(長期資金貸付け等)の延長(平成22年3月末→平成23年3月末)
- ・ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく出資円滑化制度の延長(平成22年3月末→平成22年9月末)

(5)デフレ下の実質金利高への対応策

デフレの進行に伴う実質金利上昇と円高の下で抑制されている設備投資等の下支えや返済負担の軽減を図る。

<具体的な措置>

○デフレに伴う実質金利高の軽減制度

- ・ デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2年間、物価下落に対応して(*)、0.5%の引下げを図る。(金利引下げの融資規模:民間金融機関も活用できる危機対応業務のスキームを通じた融資3.7兆円、日本政策金融公庫1.3兆円)

(*)物価については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって、主務大臣が判断を行い、引下げを各機関に指示

○既往貸付の返済負担の軽減

- ・ デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化

○為替変動により影響を受ける地域・中小企業の支援

- ・ 円高の影響を受ける地域・中小企業の海外販路開拓支援を行う。

(6) 我が国企業の海外事業の資金繰り支援等

国際協力銀行(JBIC)や貿易保険を活用した我が国企業の海外事業の資金繰り支援を図る。また、貿易保険を活用した中小企業等の海外進出の促進を図る。

<具体的な措置>

○国際協力銀行による海外事業支援緊急業務の延長

○国際協力銀行による本邦金融機関向けツー・ステップ・ローンの追加実施

○貿易保険を活用した我が国企業の海外進出の促進

- ・ 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進、貿易保険による我が国企業の海外子会社向け資金繰り支援の拡充の延長

<住宅投資>

(1) 住宅金融の拡充

(独)住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度に係る時限的な金利の大幅引下げ等により、住宅投資の拡大を図る。

<具体的な措置>

○優良住宅取得支援制度(フラット35S)の金利の大幅な時限的引下げ等

- ・ 平成22年12月末までの優良住宅の取得に対し、金利引下げ幅を時限的に現行の0.3%から1.0%に拡大する。
- ・ 住宅融資保険の保険料率の引下げを実施する。

(2)住宅税制の改正

○22年度税制改正において、住宅投資の促進に資する贈与税の措置を講ずる。

(3)住宅版エコポイント制度の創設等(再掲)

＜具体的な措置＞

○住宅版エコポイント制度の創設(再掲)

- ・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

○建築確認手続き等の運用改善

- ・ 建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化を図るため、建築基準法における建築確認手続き等の運用を改善

4. 生活の安心確保

—医療等国民生活の安心を確保する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 現行高齢者医療制度の負担軽減措置等(2) 新型インフルエンザ対策の強化(3) 医療体制の整備等(4) 災害復旧等 |
|---|

(1) 現行高齢者医療制度の負担軽減措置等

国民の医療に対する安心を確保するため、現行高齢者医療制度廃止までの間、高齢者の負担軽減措置を平成22年度も継続するための財政措置を講じるとともに、生活保護、医療保険を通じた生活支援を確保する。

<具体的な措置>

○現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

- ・ 70～74歳の窓口負担軽減措置、被用者保険の被扶養者であった方及び低所得者の保険料軽減措置を継続する。

○生活保護、医療保険による生活支援

- ・ 生活保護、医療保険について、平成21年度に必要となる追加財政措置を講じる。

(2) 新型インフルエンザ対策の強化

新型インフルエンザワクチンの生産能力向上等を図る。

<具体的な措置>

○新型インフルエンザ対策の強化

(ア) 国産ワクチン生産能力向上

- ・ 細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。

(イ) **新型インフルエンザワクチン接種費用の助成**

- ・ 低所得者に対し新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。

(ウ) **医療機関における設備整備**

- ・ 新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関における必要な設備(人工呼吸器等)を整備する。併せて、医療体制が円滑に機能するような環境整備を進める。

(3) 医療体制の整備等

小児科、産科、救急医療等の医療体制の緊急的な整備等を進める。

<具体的な措置>

○大学病院の機能強化

- ・ 周産期医療環境整備のためのNICU(新生児集中治療室)病床等を整備
- ・ 救急医療の最先端機器の整備、病院基盤設備の更新

○医師不足解消に向けた取組

- ・ 地域の医師確保等に向けた大学医学部の教育環境の整備

○難病克服に向けた研究推進

- ・ iPS細胞を用いた難病研究を促進する為の研究基盤整備

○最近の犯罪情勢を踏まえた鑑定体制の強化

○世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出

- ・ 来年1～3月の基金の医療経費の不足分を緊急に拠出

(4) 災害復旧等

本年に発生した豪雨、台風等による災害及び過年発生災害についての早期復旧と再度災害の防止等に万全を期す。

5. 地方支援

—本対策の推進等に取り組む地方公共団体を支援する。

- (1) 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援
- (2) 国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

(1) 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等の支援

電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。

＜具体的な措置＞

○地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設

- ・ 地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する。これにより、観光需要や地元雇用の拡大等による地域の活性化が期待される。

(2) 国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

地方公共団体に必要な財源を適切に確保するため、21年度の国税収入の減額補正に伴う地方交付税の法定率分減少額3兆円程度と同額について一般会計からの繰入れを行い、当初予算の地方交付税総額を確保するとともに、地方税等の減収について減収補てん債等適切な措置を講じる。

6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

- (1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」
- (2)「『新しい公共』推進プロジェクト(仮称)」
- (3)「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」

(1)「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

①制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

<具体的な措置>

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・ 利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ)イコルフットイングによる株式会社・NPO の参入促進

- ・ 株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・ また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ)幼保一体化の推進

- ・ 上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

○環境・エネルギー分野での制度・規制改革

(ア)森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備

- ・ 路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)につき、早急に検討に着手し、22年度中に結論を得る。

(イ)新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応

- ・ 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当
- 太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。
- ・ 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し
- 工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。

②構造改革特別区域（特区）制度の活用

特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む。

<具体的な措置>

○特区制度の活用

- ・ これまでの特区提案（第1次～16次）のうち、第16次提案について処理を促進（来年1月中を目途に結論）するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
- ・ 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受け、速やかな処理に努める（平成22年3月末まで）。

(2)「『新しい公共』推進プロジェクト(仮称)」

国民一人ひとりが、人を支えるという役割を積極的に担うことにより、新たな雇用の場を創造する。そのため、NPOや社会起業家など「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を本格的に推進する。さらに、社会的企業の法制面の検討や関係者が幅広く参加する「円卓会議」を開催する。

<具体的な措置>

○地域社会雇用創造事業の創設(再掲)

(ア)社会起業インキュベーション事業

- ・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

(イ)社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- ・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

○「社会的企業」の法制面の検討(寄付金税制を含む)

- ・ 国民の社会的活動への多様な参画を促進する観点から、社会的企業の起業、活動が促進されるよう法制面から検討する(NPOなどの法人制度のあり方や寄付金税制の問題も含む)。

○「『新しい公共』を実現する円卓会議」の開催

- ・ 「新しい公共」の考え方を国民各層の自発的な取組や行動に結びつけるため、NPO・企業・学者等による対話・協働を行う場として、円卓会議を開催する。

(3)「働く人の休暇取得推進プロジェクト(仮称)」

ワーク・ライフ・バランスやワーク・シェアリング推進の観点から、年次有給休暇や育児休業等の取得促進、休暇分散取得等を政労使一丸となって推進し、経済・雇用創出を目指す。

<具体的な措置>

○休暇取得促進に向けての政労使合意と取組

- ・ 「雇用戦略対話」等を通じて、政労使の合意形成と取組を推進

○休暇取得促進への支援措置(指針見直し等)

- ・ 休暇取得を促進するため、労働時間等設定改善法に基づく「指針」を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る。また、「指針」を踏まえ、一定日数以上の連続した休暇の取得など更なる具体的な改善措置を行った事業主を助成

○休暇分散取得等の推進(再掲)

- ・ ワーク・ライフ・バランスや観光振興の観点から、地域で休暇の分散取得・長期取得を行う取組等を支援する。そのため、観光立国推進本部の活用をはじめ政府全体の支援体制を作る。

(本対策の国費・事業規模)

- 本対策の実施に伴う国費及び事業費の規模は、別紙のとおり。本対策は、第1次補正予算の見直しにより捻出した財源等を活用することとし、新規国債の追加発行は極力行わない。

(注) 本対策の経済効果及び雇用効果については、関連する予算や施策の内容を精査した上、明らかにしていくこととする。

(別紙)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模

(単位：兆円)

	国費	事業費
1. 雇用	0.6 程度	0.6 程度
<緊急対応>	0.3 程度	0.3 程度
<成長戦略への布石>	0.4 程度	0.4 程度
2. 環境	0.8 程度	4.1 程度
<「エコ消費3本柱」の推進>	0.6 程度	3.9 程度
<成長戦略への布石>	0.2 程度	0.2 程度
3. 景気	1.7 程度	18.6 程度
<金融対策>	1.2 程度	10.4 程度
<住宅投資>	0.5 程度	8.2 程度
4. 生活の安心確保	0.8 程度	1.0 程度
5. 地方支援	3.5 程度	3.5 程度
<きめ細かなインフラ整備支援の交付金>	0.5 程度	0.5 程度
<交付税減少額の補てん等>	3.0 程度	3.0 程度
6. 「国民潜在力」の発揮	—	—
合 計	7.2 程度	24.4 程度
	(注)	(注)

(注) 「住宅版エコポイント制度の創設」については、2. 「エコ消費3本柱」の推進、及び3. 住宅投資に該当するため合計から重複額を控除している。